

全建事発第 16 号
平成 21 年 5 月 29 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 野見山 恵弘
[公 印 省 略]

国土交通省関東地方整備局が行う
「建設会社における災害時の事業継続力認定」について

国土交通省関東地方整備局では、同整備局が行う災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的として 6 月 1 日より「建設会社における災害時の事業継続力認定」を行うこととしました。

本認定は、災害復旧を実際に行う建設会社の事業継続力を確認し、評価基準に適合した建設会社に対し認定を行うもので、認定の状況を見ながら、総合評価の加点項目とすることも検討されております。

本会は、認定を受ける上で申込書類の受付と相談に応じる「受付相談窓口」となっております。

また、現在、本会経営委員会において作成した「地域建設企業における災害時事業継続の手引き」の発送作業を行っているところでございますので、まもなくお手元に届くものと存じます。併せて、同手引きの付属資料として「地域建設企業の災害時事業継続計画作成例」も認定申請の参考としていただけるよう、手引きとあわせホームページに掲載する予定でございますので、ご活用いただきたいと思います。

つきましては、貴会役員並びに会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の制度は、関東地方整備局管内の建設企業が対象ですが、参考までに全協会に通知させていただきます。

以 上

(担当：事業部 佐藤)

国 関 整 防 第 2 9 号
平成 2 1 年 5 月 2 7 日

社団法人全国建設業協会
専務理事 野見山 恵弘 様

国土交通省関東地方整備局
企画部長 横山 晴生

「建設会社における災害時の事業継続力認定」について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、災害時に国土交通省が行う応急復旧業務へのご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、関東地方整備局が行う災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的として、「建設会社における災害時の事業継続力」について認定を行うことといたしました。

本認定は、災害復旧を実際に行う建設会社の事業継続力を確認し、評価基準に適合した建設会社に対し認定を行うものです。

つきましては、認定及び認定にあたっての評価に関する、実施要項、評価要領を別添のとおり定めましたので、貴団体傘下会員各位に周知していただけるようお願い申し上げます。

建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定の概要

■ 目的

関東地方整備局は災害時において、緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などの早期復旧に取り組む責任を担っており、その実施に際しては建設会社の協力が必要不可欠です。

本認定は、建設会社が備えている基礎的事業継続力を関東地方整備局が評価し、適合した建設会社に対する認定証の発行および、その建設会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、もって関東地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的として行うものです。

■ 建設会社のBCP策定の実態（詳細別紙参照）

H20.10に実施した管内の維持業者、協定業者を主な対象としたアンケート（回答370社）の結果をみると、BCPを策定済みの会社は7%（27社）と少ない。

一方、災害時の対応体制を整えている建設会社は、68%と多くの会社で定めている状況です。

■ 認定の概要

認定は評価要領に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、関東地方整備局が「災害時の基礎的事業継続力を備えている建設会社」として、2年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

■ 認定にあたっての評価

認定にあたっての評価は、BCP策定有無ではなく、『基礎的事業継続力（＝BCP策定の取組姿勢）』を評価するものです。

内容は、多くの会社で定めている災害時の対応体制に加え、「災害が発生した場合体制が整うのにどのくらい時間を要するのか」などの「目標時間」を把握していただき、体制が実効的なものかを確認するものです。

■ 認定の実施について

- ・ 認定の申込み：平成21年6月1日より行います。
- ・ 認定証の交付：四半期毎（6，9，12，3月）に認定証の交付を行います。
- ・ なお、第1回目の認定は7月末までに受付したものに対し評価を行い、9月上旬に認定証の交付を予定しています。
- ・ その他：受付の開始に併せ、相談窓口を6月1日より開設します。

■ 実施体制

- ・ 認定は「建設会社における災害時の事業継続力認定委員会」を設置し、認定に関する審議を行います。
- ・ また、認定の実施に併せ「受付相談窓口」を設置し、認定の申込の受付及び認定に関する相談の対応を行います。

■ 総合評価における加点

建設会社への普及（認定）状況を見ながら検討していきます。

■ 問い合わせ等

本内容についての問い合わせは、以下までお願いします。

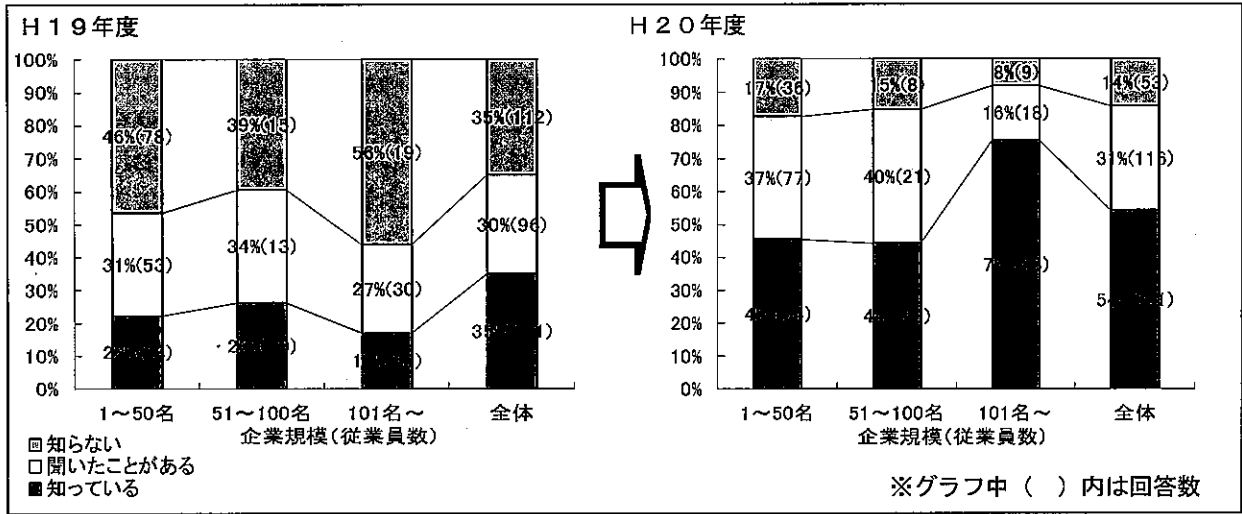
関東地方整備局企画部防災課 堤（つつみ）、竹渕（たけぶち）

TEL 048-600-1333

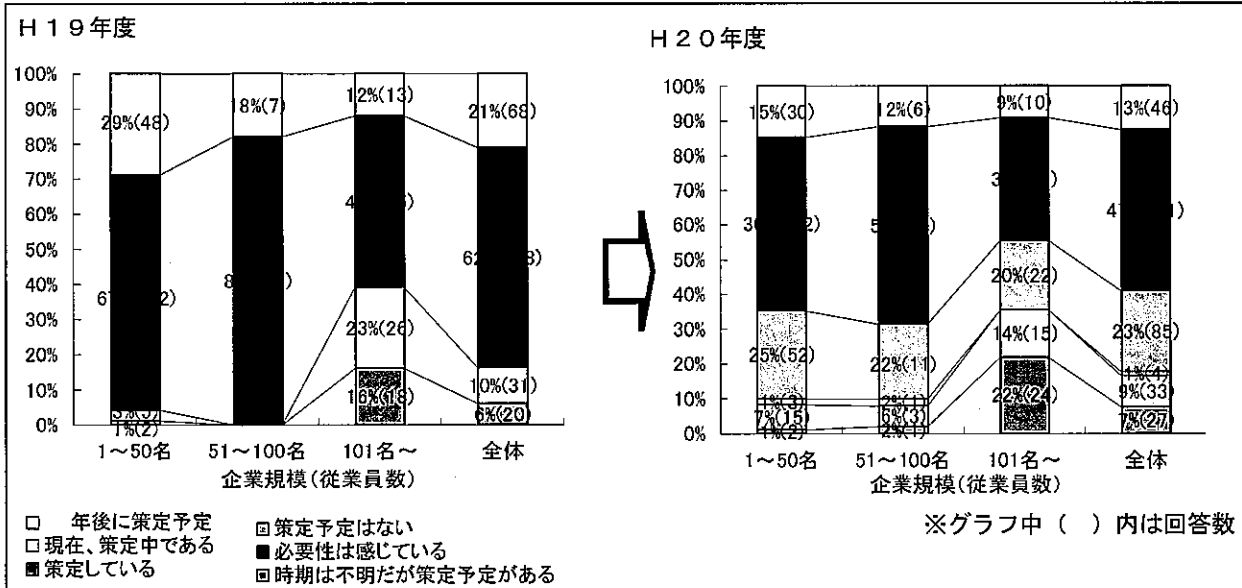
E-mail takebuchi-t8310@ktr.mlit.go.jp

参考資料：建設会社へのBCPに関するアンケート結果（H20. 10）

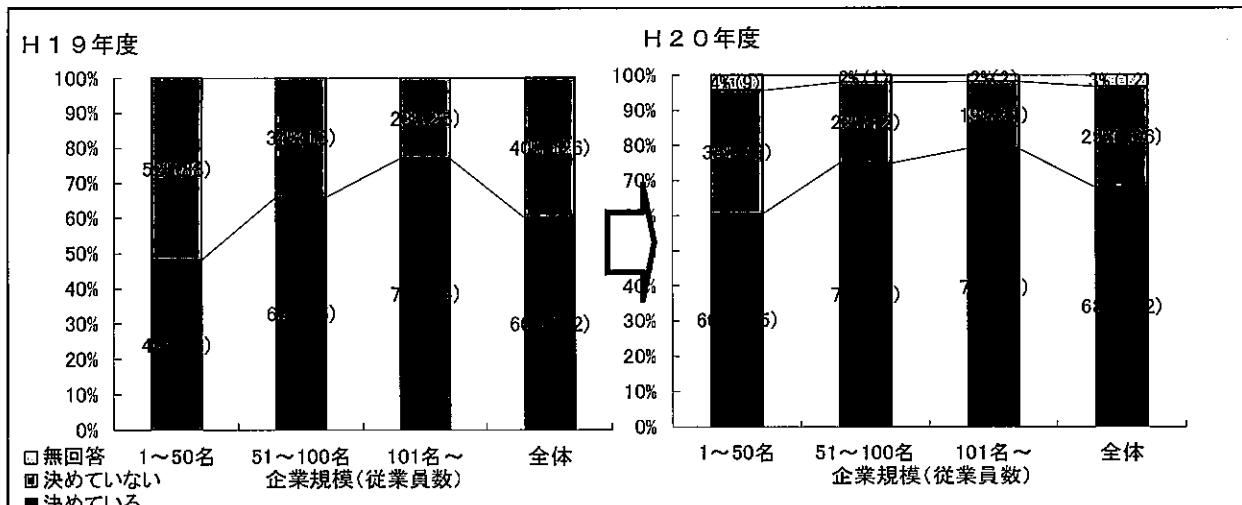
《BCPの認知状況》



《BCPの策定状況》



《災害対応体制の決定》



関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項

(趣旨)

第1条 この実施要項は、関東地方整備局が建設会社における災害時の事業継続力の認定を実施するにあたり、その運用及びその他必要な事項について定めるものである。

(目的)

第2条 関東地方整備局は災害時において、緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などの早期復旧に取り組む責任を担っており、その実施に際しては建設会社の協力が必要不可欠である。

本制度は、建設会社が備えている事業継続力を関東地方整備局が評価し、適合した建設会社に対する認定証の発行およびその建設会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、もって関東地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とするものである。

(用語の定義)

第3条 この実施要項において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

イ 「評価要領」とは、あらかじめ関東地方整備局が公表している「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」（以下「評価要領」という。）をいう。

ロ 「評価」とは、評価要領に基づき行う評価のことをいう。

ハ 「認定証」とは、評価要領に適合した建設会社に対し行う、認定証の発行のことをいう。

(認定の申込み)

第4条 本制度での認定を受けようとする会社（以下、「申込会社」という。）は、評価要領に定める申込書及び添付書類（以下「申込書類」という。）を整え、関東地方整備局長あてに申込むものとする。

2 申込みは社団法人全国建設業協会を経由して行うことができるものとする。

(評価の実施)

第5条 評価は、書類の確認による評価及び面接による評価の双方を実施するものとする。

2 書類の確認による評価は、申込書類の内容について、評価要領に基づき適合の可否について評価する。

3 面接による評価は、申込会社との面接により実施するものとする。

(認定委員会の設置)

第6条 関東地方整備局は、「建設会社における災害時の事業継続力」の認定に関する事項を審議するため、事業継続力認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置するものとする。

2 認定委員会は、下部組織として評価部会を設置し、評価の実施にあたるものとする。

(認定委員会の構成)

第7条 認定委員会の構成は以下のとおりとし、委員長を置くものとする。

委員長 企画部 技術調整管理官

委員 企画部 防災対策官

委員 企画部 防災課長

委員 河川部 河川管理課長

委員 道路部 道路管理課長

委員 港湾空港部 港湾危機管理官

2 評価部会の構成は以下のとおりとし、部会長を置くものとする。

部会長 企画部 防災課長

部会員 企画部 防災対策官

部会員 港湾空港部 港湾危機管理官

部会員 関東地方整備局長が選任し委嘱した有識者

3 事務局は関東地方整備局企画部防災課及び港湾空港部港湾空港防災・危機管理課とする。

(認定委員会の開催)

第8条 認定委員会の開催は以下により行うものとする。

2 認定委員会は、委員長の招集により四半期毎に開催することを原則とする。

3 前項に定めるほか必要な場合においては、委員長の招集により適宜開催することができるものとする。

- 4 認定委員会は、委員長に加え委員3名以上の出席をもって成立するものとする。

(認定の実施)

第9条 認定委員会は評価部会の報告内容を審議し、認定を行うものとする。

(評価部会の開催)

第10条 評価部会の開催は以下により行うものとする。

- 2 部会長の招集により評価部会を適宜開催し、書類評価及び面接評価を行うものとする。
- 3 面接評価は整備局職員部会員の2名以上及び有識者部会員の1名以上の参加により実施するものとする。

(申込の受付)

第11条 第4条に示す申込みの受付は認定委員会事務局が行う。

- 2 申込の受付にあたり、申込書類の遺漏及び申込書類の記載漏れ等を確認するものとする。
- 3 その他、申込書類の作成に関する疑義の対応を行うものとする。

(認定証の交付)

第12条 評価に適合した申込会社に対し認定証を交付するものとする。また、認定証の交付を受けた申込会社についてはインターネットで公表を行うものとする。

(認定証の有効期間)

第13条 認定証は交付の日から2年間を有効期間とする。

(不適合通知書)

第14条 評価書類に虚偽記載等が判明した申込案件について、認定委員会において評価内容を諮ったうえ、不適合通知書を申込会社に交付するものとする。

- 2 前項の通知書を交付された申込会社については交付の日から60日間に渡り、第4条に定める認定の申込みを禁止するものとする。

(認定の取消し)

第15条 認定委員会は、認定証を交付した建設会社等が次の事項に該当する場合は認定委員会を開催し、その内容を諮ったうえで認定を取消すものとする。

なお、認定の取消しを受けた場合は、認定証の有効期間にかかわらず、認定の効力についても失効するものとする。

イ 認定後において評価書類に虚偽の記載があったことが判明した場合

ロ 認定を受けた建設会社が合併した場合で、合併した建設会社の全てが認定証の交付を受けていない場合。

ハ その他、認定の取消が必要な場合。

2 本条ロに記載のある場合を除き、認定の取消を受けた建設会社は、その取消の日から180日を経過しなければ、認定の申込みは出来ない。

(その他)

第16条 この実施要項は平成21年6月1日から適用する。